

えいせい

確定闘争版 2018年11月15日発行
 発行責任者 若梅 晶子
 TEL 03-5320-7412(直)
 内線 63-210
 FAX 03-3349-1502
 Eメール info@eiseikyoku-shibu.com
 URL http://www.eiseikyoku-shibu.com

5年連続で特別給の0.1月引き上げ(年間4.5月→4.6月) 新たな制度導入に伴い、非常勤職員にも期末手当を支給

2018賃金確定闘争は、回答指定日を十一月十四日に設定し、本日十五日に一時間のストライキを配置することを確認し、継続して都労連要求実現に向けて更なる結集を確認しました。

今次確定闘争では、特別給の取扱いや成績率の見直し、非常勤・臨時職員制度、働き方改革の取組等、労使双方による厳しい協議となりました。

交渉責任者である副知事からは、「国を更に上回る特別給の引き上げ勧告がなされる中、時代の変化に応じた不断の改革が求められる状況において協議は難航したが、これまで築き上げてきた労使の信頼関係を大切に考える、非常勤・臨時職員、任期付職員などを含め、日々都政を支えているすべての職員みなさんに、安心して職務に精励していただきたいという思いに、いささかも変わりはない」と発言しました。

最終提案では、例月給及び特別給については勧告通り、成績率見直しは実施時期を一年先送りし、育児休業を事由に対象外としている職員の取扱いは現行通りとしました。法改正に伴う会計年度任用職員制度導入に関しては、常勤職員と同じ月数の期末手当を支給するとしました。

都労連は、都側の最終提案を受け、単組代表者会議を開催し、厳しい最終提案ではあるが、一定の前進も図られたことも受け、都労連として一時間ストライキは中止

都側の回答

項目		回答内容
人事委員会勧告	給与改定	○例月給は勧告どおり 改定見送り (初任給は1000円引上げ、公民格差108円) ○特別給は勧告どおり 0.1月引上げ (4.5月→4.6月) (再任用職員0.05月引上げ(2.35月→2.4月)) 引き上げ分は勤勉手当に配分
	勤勉手当の成績率見直し	○成績率対象外とされている職員の取扱いについては育児休業を除き、以下のとおり ・新規採用職員は成績率中位を適用 ・その他の職員は前年度の勤務実績等を踏まえ、成績率段階の各区分を適用 ○実施時期：平成32年6月に支給する勤勉手当から適用(当初提案：平成31年6月支給分から)
都側提案	非常勤・臨時職員制度の見直し	○地方公務員法等の改正を踏まえ、以下のとおり見直し ・会計年度任用職員制度を導入 ・一般職非常勤職員制度及び臨時職員制度を廃止 ○会計年度任用職員制度の導入に伴い期末手当を新たに支給 ・基準日に在籍し、かつ、会計年度内で6月以上の任用期間がある場合に支給する(週当たりの所定勤務時間が15時間30分未満の場合も支給) ・支給方法及び算定方法は、常勤職員の例による(支給月数：定年前の常勤職員の月数を適用(現行2.6月)) ○実施時期 ・会計年度任用職員制度の導入：平成32年4月1日 ・一般職非常勤職員制度及び臨時職員制度の廃止：平成32年3月31日

項目		回答内容
	業務職給料表の改定	○業務職給料表の改定 ・初任給を1,000円引き上げ ○実施時期：平成31年4月1日
	在宅勤務型テレワークの本格実施	○現行制度の範囲内で知事部局等において本格実施 ・対象：在宅勤務可能な端末が配備された職場の全職員（育児・介護の等のほか、負傷・疾病・障害等により通勤負担が大きい職員を中心） ・上限日数：週2日分 ○実施時期：平成31年4月1日
都 労 連 要 求	期末手当における除算制度の見直し	○期末手当における在職期間の除算事由から病気休暇を除外 ・2割除算 → 除算なし ○実施時期：平成31年6月に支給する期末手当から適用
	勤務間インターバル及び連続勤務の禁止	○「勤務間インターバル」及び「連続勤務の禁止」を各所属長の努力義務として実施 ・実施職場：本庁職場のうち、時差勤務を導入している職場 ・勤務間インターバル：8時間から11時間（原則11時間）を確保 ・連続勤務の禁止：7日以上連続勤務となる超過勤務命令等を原則禁止 ・災害対応等公務運営に支障がある場合は、インターバルを確保しないことや7日以上連続勤務となることも認める ・実施職場以外においても、翌日の始業時刻変更を伴わない形での取組みを推奨 ○実施時期：平成31年4月1日
	慶弔休暇（結婚休暇）の見直し	○取得始期における「結婚の日」について、「婚姻の届出をした日」と「結婚した日」のいずれかの日で職員が選択した日に見直し（いずれか早い日となっていた） ○申請期間について、「結婚の日から1週間以内」の要件を撤廃し、休暇を利用する日の前日まで申請可能 ○実施時期：平成31年1月1日
	オリンピック・パラリンピック等職免の見直し	○選手の指導者や競技時の行動補助者（視覚障害者のガイドランナーなど）のパラリンピック等への参加を職免（無給）の対象に追加 ○実施時期：平成31年4月1日から東京2020大会が閉会するまでの期間
	勤務間インターバル及び連続勤務関連	「勤務間インターバル」及び「連続勤務の禁止」の実施状況について、来年度労使での検証を実施
	フレックスタイム制及び時差勤務関連	フレックスタイム制や時差勤務の実施状況について、来年度労使での検証を実施
	東京都職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン関連	東京都職員ライフ・ワーク・バランス推進プランの進捗状況や今後の方向性について、今年度労使での意見交換を実施
	マネジメント・レビュー関連	マネジメント・レビューの実施状況について、来年度労使での意見交換を実施
	パワー・ハラスメント関連	パワー・ハラスメントの発生しない職場づくりに向けて、来年度労使での意見交換を実施